

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

令和●年●月●日

飯豊町選挙管理委員会委員長 様

申出者氏名 ●● ●● ①

住所 飯豊町大字●●

電話番号 0000-00-0000

申出者が政党その他の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

|              |   |
|--------------|---|
| 1 活動の内容      | 政治活動(選挙運動を含む。)  |
| 2 閲覧事項の利用の目的 | (できる限り具体的に記載すること。)<br>・市議会報告等の郵送のため<br>・後援会機関紙送付の住所確認のため<br>・選挙運動用はがき宛名作成のためなど  |
| 3 閲覧者の氏名及び住所 | 氏名 飯豊 太郎<br>住所 飯豊町大字●●  |
| 4 閲覧事項の管理の方法 | ① 管理体制<br>●●後援会事務所内の施錠ができるロッカーで保管など<br>② 廃棄の時期(令和●年●月●日)<br>※日付が未定の場合は「令和○年○月頃」のような表記でも可<br>③ 廃棄の方法<br>シュレッダーによる裁断処分、溶解処分、焼却処分など<br>※閲覧事項を電子データ化する場合は、その廃棄方法についても記入すること。(例)電子データは完全に消去し、データを保存したCD-R等のメディアは物理的に破壊した上で、処分する。など |
| 5 閲覧対象者の範囲   | ・飯豊町椿地区<br>・第●投票区<br>・後援会名簿に掲載されている者(約●人) など  |
| 6 閲覧者に関する事項  | (閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。)<br>閲覧者は申出者が指定する者で、●●後援会の構成員である など   |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 申出者が公職の候補者等であるとき     |   |
| 7 立候補しようとする選挙の種類     | (現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)<br><i>飯豊町議会議員選挙、飯豊町長選挙など</i>   |
| 8 候補者閲覧事項<br>取扱者の指定  | 別添申出書のとおり、法第 28 条の 2 第 4 項の規定による申出を<br><input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない<br><i>※申出者及び閲覧者以外の者に関覧事項を取り扱わせる場合は「する」にチェックを付け「候補者閲覧事項取扱者に関する申出書」を作成する。</i>  |
| 申出者が政党その他の政治団体であるとき  |   |
| 9 政治団体閲覧事項<br>取扱者の範囲 |   |
| 10 承認法人の申出           | 別添申出書のとおり、法第 28 条の 2 第 7 項の規定による申出を<br><input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない   |
| 11 閲覧希望日時            | 令和 ●年●月●日●時●分から   |
|                      | 令和 ●年●月●日●時●分まで   |
| 備考                   | (添付書類について記載すること。規則第 3 条の 2 第 2 項ただし書の規定により同項第 2 号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも 1 人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)<br><i>※申出者が公職の現職でない場合は、公職の候補者となろうとする者であることを客観的に示す資料の添付が必要<br/>(例) 政治活動用ポスター(写)、立札等証票申請書(写)、政党その他の政治団体の公認申請書(写)など</i> |

備考

- この様式は、法第 28 条の 2 第 1 項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄 8 及び 10 中の別添申出書の様式は、それぞれ「その 3」及び「その 4」の様式に準ずるものとする。
- 閲覧に供する選挙人名簿抄本は、原則としてドメスティック・バイオレンス又はストーカー行為等の被害者として保護の措置を受けている者が記載されていないものを使用する。